

日本品質管理学会規格

公的統計調査のプロセス — 指針と要求事項

JSQC-Std 89-001:2016

2016. 5. 17 制定

一般社団法人 日本品質管理学会 発行

目次

序文	5
1. 適用範囲	6
2. 引用規格	6
3. 用語と定義	6
3.1 公的統計	6
3.2 公的統計調査	6
3.3 統計作成府省	7
3.4 調査実施機関	7
3.5 コーディングの実施機関	7
3.6 データ収集の管理運営スタッフ	7
3.7 調査員	7
3.8 指導員	7
3.9 統計作成府省提供素材	7
3.10 標本誤差	8
3.11 検証	8
4. マネジメントシステム	8
4.1 組織と責任	8
4.2 調査の秘密保持	8
4.3 記録に関する一般	8
4.4 業務能力と教育・訓練	8
4.5 事務の委任／業務の委託	9
5. 調査の企画管理	9
5.1 公的統計調査に関する指示・説明	9
5.2 標本抽出	9
5.3 全体進行のモニタリング及び調査実施機関の進行状況のモニタリング	10
5.4 調査に関係する文書，素材，製品	10
6. データ収集	10
6.1 一般	10
6.2 指導員・調査員の管理，募集・採用及び教育・訓練	11
6.3 実査によるデータ収集の実施	12
6.4 指導員・調査員の検証	14
6.5 データ収集プロセスのモニタリング	15
6.6 自記式データ収集	15
6.7 二次的ソースからのデータ収集	16
6.8 データ収集に関する記録	16
7. データ管理と処理	17
7.1 一般	17
7.2 紙の調査票のデータ入力	17

7.3	データの手入力を要しないデータベースの正確性	18
7.4	コーディング	18
7.5	データ・エディティング	20
7.6	データファイルの管理	20
7.7	データ分析	20
7.8	電子データによる引渡し	22
7.9	データのバックアップ, 保存, セキュリティ	22
8.	公的統計調査プロジェクトの報告	22
	付属書 (参考)	24
	参考文献	26

まえがき

この規格は、日本品質管理学会規格管理規程に基づき、審議委員会の審議を経て、日本品質管理学会が制定した日本品質管理学会規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。日本品質管理学会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

公的統計調査のプロセス-指針と要求事項

Process of Official Statistical Surveys- Guidelines and Requirements

序文

公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。また、公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。これらの質を保証するためには、公的統計の調査を行うプロセスが適切に実施される必要がある。

2012年に第2版が発行されたISO 20252「市場・世論・社会調査-用語及びサービス要求事項」は、公的統計に限らず、広く市場・世論・社会調査を対象にしたものであり、調査を構成する諸プロセス要素が適切な基準に従い、検証可能かつ一貫した方法で実施されることを確実にするための要求事項を定めた国際規格である。

本規格は、このISO 20252を基に、公的統計調査のプロセスに対する要求事項及び指針を定めたものである。本規格においては、ISO 20252の要求事項から、公的統計分野には対応しない要求事項を除去するとともに、公的統計分野で用いられてきた用語・概念との整合が図られている。

公的統計分野では、調査実施機関も統計作成府省以外に多様である。代表的な調査実施機関としては、法定受託事務として調査を実施あるいは自治事務として調査員を任命する地方自治体、地方自治体から委託を受けた受託業者が挙げられる。公的統計調査では、統計作成に全責任を負う府省（統計作成府省）がどのような系統で調査対象（個人、法人・事業所、団体など）の調査を実施するかについて、おおよそ次のパターンがある。

- ① 都道府県統計主管課ないしは事業主管課に調査実施を委託し、主管課が調査対象を調査(学校保健統計調査等)
- ② 都道府県統計主管課ないしは事業主管課に調査実施を委託し、市町村ないしは教育委員会、保健所、福祉事務所が調査対象を調査あるいは、都道府県が任命した統計調査員を用いて調査対象を調査(国勢調査、人口動態調査等)
- ③ 調査作成府省の地方支分局が調査を実施（法人企業統計調査等）
- ④ 調査作成府省の地方支分局が統計調査員を用いて調査を実施（賃金構造基本調査等）
- ⑤ 調査作成府省あるいは都道府県主管課が民間に委託して調査を実施

これからも分かるように、公的統計分野では、調査実施を必要とし本来クライアントとして、統計調査を委託する組織としての統計作成府省が、調査実施機関ともなり得るのである。このことは、既にISO 20252のクライアントの定義にも織り込まれている。しかし、行政分野では「公的統計のクライアント」という概念は、統計情報の最終ユーザーである国民と理解する場合も多く、クライアントを実務的に「統計作成府省」に読みかえて記載することが関係者の理解にとって必要である。

また、ISO 20252では、調査の一部を実施する機関として、例えば格付けと呼ばれる産業分類などのコーディングを実施する機関なども調査実施機関に含まれるが、公的統計分野では、このような一部業務のみを受託業者が行うことも多い。本規格では、単純に調査実施機関と表記することが、関係者の誤解を